

岩手県告示第699号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市及び一関市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 (1) 基本測量を実施する地域 一関市、奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町
- (2) 基本測量を実施する期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 3 (1) 基本測量を実施する地域 宮古市及び奥州市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 4 (1) 基本測量を実施する地域 奥州市
- (2) 基本測量を実施する期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- (3) 実施する基本測量の種類 基本測量（地磁気常時連続観測）